



福島医発第1515号(地)
平成26年 8月28日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「障害者の権利に関する条約」の批准について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり福岡県福祉労働部障害者福祉課より福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課を通じて周知依頼がありました。

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」については、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定したものであり、我が国では、平成26年1月20日に本条約を締結し、同年2月19日に効力を発生しました。

つきましては、貴会におかれましても本条約の趣旨をご理解いただき、適切にご対応いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本条約全文につきましては、下記URLに掲載されておりますのでご参照ください。

記

<障害者の権利に関する条約全文>

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>)

小郡三井医師会より

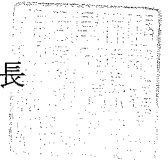
障害福祉担当理事 古川哲也
会長 廣瀬真恵

26保総第747号

平成26年8月20日

公益社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課長



「障害者の権利に関する条約」の批准について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、福祉労働部障害者福祉課から別紙のとおり、「障害者の権利に関する条約」の批准について通知がありましたのでお知らせします。本条約の趣旨をご理解の上、適切にご対応いただくとともに、関係の皆様への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

福岡県保健医療介護部

保健医療介護総務課

担当 渡邊

TEL : 092-643-3237





「公印省略」

26障第2074号

平成26年8月11日

本庁各課（室）長
教育庁各課長
各出先機関の長
県警本部総務課長

殿

福岡県福祉労働部障害者福祉課長
(企画管理係)

「障害者の権利に関する条約」の批准について（通知）

平素より本県の障害者福祉行政の推進にご理解とご協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」は、平成26年1月20日に批准され、また同年2月19日に我が国において効力を発生しております。

今般、平成26年7月25日付け総人合第770号により別添のとおり外務省総合外交政策局人権人道課長から標記について通知がありましたので、本条約の趣旨をご理解の上、適切にご対応いただくとともに、関係機関及び団体等に対して、広く周知していただきますようお願いいたします。

福岡県福祉労働部障害者福祉課
企画管理係 安部
電話 092-643-3262
内線3265



総人合第770号

平成26年7月25日

都道府県国際交流主管課長 殿
政令指定都市国際交流主管課長 殿

外務省総合外交政策局人権人道課長

「障害者の権利に関する条約」の批准について（通知）

平成26年1月20日、我が国は「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准書を国連事務総長に寄託し、同条約を締結いたしました。また、2月19日に、同条約は我が国について効力を発生しました。

ついては、同条約の趣旨を御理解の上、適切に御対応頂きますようお願いいたします。同条約の趣旨、概要、成立経緯、我が国の取組等について取り纏めた資料及び条約全文を別添しますので、御参照下さい。同資料及び条約の全文は、下記の外務省ホームページ上にも掲載しております。

本件については、都道府県・政令指定都市の関係部局内（施設、交通、情報通信、法務、障害者福祉、医療・健康、教育、労働・雇用、文化・スポーツ、広報等のあらゆる分野）に広く周知頂くと共に、大変お手数ですが、都道府県におかれては所在する市区町村（関係部署）、政令指定都市におかれては所在する区（関係部署）へのすみやかな周知につき、宜しくお取り計らい願います。

記

資料：www.mofa.go.jp/mofaj/files/000025629.pdf

条約全文：www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf（PDF版）

www.mofa.go.jp/mofaj/fp.files/hr_ha/page22_000899.html

（HTML版）

付属添付

我が国は「障害者の権利に関する条約」を締結しました！

障害者権利条約とは？

- 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

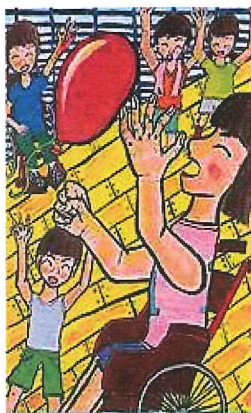
例えば ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定*を含む。)を禁止

- ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進
◆条約の実施を監視する枠組みを設置、等

※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例:段差への渡し板の提供等)を行わないことを指します。



条約成立まで－締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？



2006年12月 国連総会で条約が採択されました。
2007年 9月 我が国が条約に署名しました。
2008年 5月 条約が発効しました。

2014年3月末時点で
143か国・機関が締結済みです。

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備を推進してきました。

2011年 8月 障害者基本法が改正されました。
2012年 6月 障害者総合支援法が成立しました。
2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

条約を締結するとどうなるの？

- 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。
(障害者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。)
(条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取組が後押しされます。)
- 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



2014年1月20日我が国は「障害者権利条約」を締結し、
2月19日に条約は我が国について効力を発生しました。